



## 「賃金制度等の改正について(追加)」提案を受ける!

### 提案に至る経過

- (会社) 新たなジョブローテーションについては、3月に提案をし、賃金制度等の改正についての交渉も行ってきた。貴側と様々議論をしてきて、一つの到達点として今日の提案がある。
- (組合) 8月末までというスケジュール感の認識を持った上で議論してきた。それがベースにあることを確認する。申4号の継続議論を考えた上での提案か。
- (会社) 議論経過があるが、全システムにやりがいがある賃金制度としていきたい。その都度、必要に見合った見直しをしていく。

### 追加事項① 2つ以上の区分を経験する前に、下表の資格を取得した場合、基本給額に2,000円加算 ※入社2年未満・既に適用を受ける者を除く

区分	資格名称
車両	一級鉄道車両製造・整備技能士
施設	レールエンジニア
	二級土木施工管理技士
	土木構造物メンテナンス技士
	二級建築士
	二級管工事施工管理技士
	建築物環境衛生管理技術者
電気	電力支持物設計エンジニア
	第三種電気主任技術者
	第二種電気工事士
	シグナルエンジニア
	工事担当者(第一種・総合種)

- (組合) 前回の賃金制度等の改正からすると対象が広がるのか。
- (会社) そうだ。資格というのが加わる。
- (組合) 車両、施設、電気に着目した理由は何か。
- (会社) 貴側、現場の声などを聞いて、区分内でも能力の伸長が更に期待できるということで、区分、職名変更に限らず資格に着目して加算することとした。
- (組合) 車両の資格は公平公正にこのような機会を受けられなければいけないので、今後このような環境を用意するという事なのか。
- (会社) 車両に限った話ではないが、他システムでも会社として取得を奨励している資格である。
- (組合) 車両、施設、電気の資格が列挙されているが、一つひとつに基準や着目点があるのか。
- (会社) 基礎的な知識が取得できることを見える部分として資格とした。

### 追加事項② 総合職社員はキャリア加算の対象外

### 追加事項③ 本人の責に帰すべき理由による区分変更は、キャリア加算の対象外

- (組合) 本人の責に帰すべき事由とはどういうことを想定しているのか。
- (会社) 一般的には懲戒である。また、適性がなくなった場合を想定している。
- (組合) 適性がなくなれば、加算の対象から外れるのか。
- (会社) ケースバイケースである。個々によってケースは違う。
- (組合) 申1号で、適性検査結果によって職を離れざるを得ない場合もキャリア加算の対象になると答えている。なぜ変更になったのか。
- (会社) 議論経過は、承知している。変わったというよりは追加である。

※提案内容と議論経過については、各地本にお送りしていますので、詳細についてはそちらをご覧ください。

申4号(賃金制度等の改正についてに関する申し入れ)の議論経過に踏まえ  
キャリア加算の範囲を広げた提案内容であることは間違いありません。  
納得感、働きがいを高めることができるよう、今後団体交渉を行います!